

平成二十九年十二月一日提出
質問 第七七号

皇室会議における菅官房長官の役割に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

皇室会議における菅官房長官の役割に関する質問主意書

十二月一日、天皇陛下の退位時期について議論するため皇室会議が開かれるが、その前日十一月三十日、皇室会議が開催される予定の部屋が報道陣に公開された。部屋は宮内庁庁舎の三階にある特別会議室で、議長を務める首相を中心に議員の席が円状に並ぶ中、この円を構成する位置に陪席予定の菅義偉官房長官の席が用意された。

これまでに開かれた皇室会議にも宮内庁次長や東宮大夫らが陪席したことはあったが、席は壁際に用意され、皇室会議の議員の輪に加わるようなことはなかったと報じられている。官房長官用とされた机は安倍総理の正面に位置し、これまでの皇室会議では宮内庁長官が座っている位置であったと承知している。

このような事実を踏まえ、菅官房長官の皇室会議における役割を確認したいので、以下質問する。

一 皇室典範第二十八条では「皇室会議は、議員十人でこれを組織する」とされ、同条第二項では「議員は、皇族二人、衆議院及び参議院の議長及び副議長、内閣総理大臣、宮内庁の長並びに最高裁判所の長たる裁判官及びその他の裁判官一人を以て、これに充てる」と規定されているが、官房長官は皇室会議の議員ではないという理解でよいか。

二 日本国憲法下の皇室会議で、陪席という形ではなく、官房長官が皇室会議の議員と同じような着席形式で会議に参加したことはあるのか。

三 今次の皇室会議において、菅官房長官はどのような資格で出席するのか。また皇室典範のいうところの皇室会議の「議事」に参加し、発言は許されるのか。

四 今次の皇室会議において、議員ではない菅官房長官をこれまで宮内庁次長や東宮大夫らが陪席した前例とは異なり、席を壁際に用意せず、皇室会議の議員の輪に加わるようにした理由は何か。政府の見解を示されたい。

五 平成二十九年六月九日、安倍総理は、天皇陛下の退位を可能にする特例法案が参院本会議で可決、成立したことを受け、「法律の重要性に鑑み、衆参両院の議長、副議長に尽力をいただき、また会派の皆様との協力をいただき、静謐な環境の中で速やかに成立させていただいたことに対して感謝を申し上げ、改めて敬意を表したい」と発言した。このような発言と皇室会議の議員ではない官房長官の席を皇室会議の議員の輪に加わるようにしたことは、反するのではないか。皇室会議の政治主導をアピールするもので、「静謐な環境の中」での議論とは相いれないのではないか。政府の見解を示されたい。

右質問する。